

## 物価高騰に見合う生活保護基準の引上げ等を求める意見書

生活保護は、憲法25条で明記された健康で文化的な最低限度の生活を送る権利に基づいた制度です。

しかし、急激な物価高が国民の暮らしを直撃し、所得の低い人ほど深刻な影響を受けています。とりわけ生活保護を利用する人たちは2013年からの保護基準引下げなどによって、苦しい生活を強いられています。止まらない物価高騰に生活保護利用者は「これ以上どこを節約したらいいのか」と悲鳴を上げています。

物価高騰以前に、2013年から2015年までに段階的に強行された保護基準の引下げは、食費や光熱水費にあてられる生活扶助基準を平均6.5%、最大で10%引き下げ、利用世帯の96%に影響が及ぶ大規模な削減となっています。

一連の基準引下げについては、政府決定を違法とする司法判断が相次いでいます。まず、生活扶助、住宅扶助や冬季加算などの生活保護基準を元の水準に回復することが不可欠です。

厚生労働省は、2022年12月24日に、5年に1度の生活扶助基準の改定を発表しました。2023～2024年は据え置きとし、2025年度以降については改めて検討するとしています。

激しい物価高騰が続いた1973年～1974年には、生活保護基準引上げなどの特別措置は6回行われています。

よって本市議会は、以下の点について政府に強く求めます。

### 記

1. 生活扶助、住宅扶助、冬季加算などを2013年以前の基準に直ちに戻すこと。また、新たに、夏季加算の新設などを検討すること。
2. 急激な物価高騰に対応して、生活保護基準額を緊急に見直すこと。
3. 高齢者の生活扶助基準（第1類）を引き上げること。
4. 生活保護利用者の大学・専門学校への進学を認め学ぶ権利を保障すること。
5. 社会福祉などケースワーカーの増員や職員研修などを行い、憲法25条にのっとった運用を促進すること。

以上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年11月12日

摂津市議会